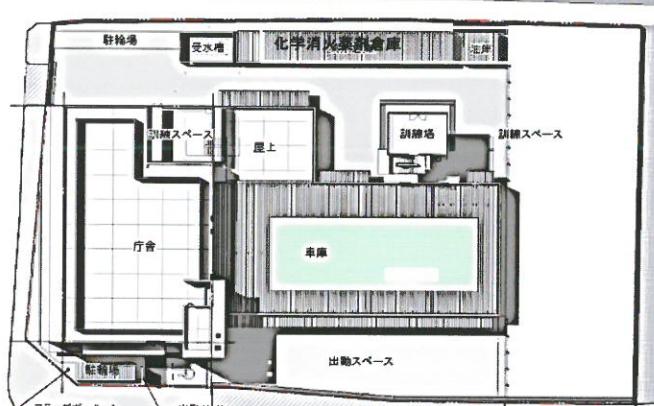
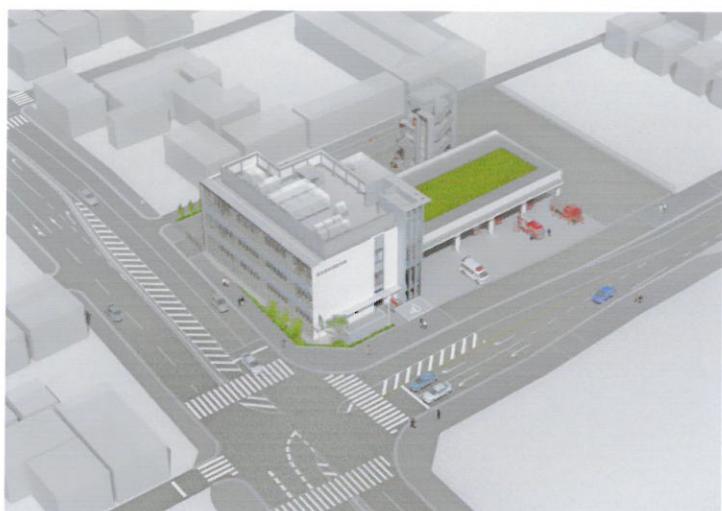


消防庁舎が移転します

- ・どこへ 泉大津市池浦町一丁目22番1外（前キリン堂池浦店）
- ・いつ 平成30年4月完成予定
- ・なぜ 現在の消防庁舎（小松町）は築後46年が過ぎ老朽化が著しいうえ、津波浸水想定区域内に立地しています。大規模災害時に防災中枢拠点として有効に機能するため移転整備します。

● 新消防庁舎の概要

- ・施設用途 消防本部（署）庁舎
- ・延床面積 約2,500m²
- ・主要構造
- 庁舎棟 鉄筋コンクリート造3階
- 車庫棟 鉄骨造1階
- 訓練塔 鉄筋コンクリート造4階
- 化学消火薬剤棟 鉄筋コンクリート造1階
- ・施設 訓練施設・出動準備室・通信指令室・市民研修室など



■ 基本的な考え方

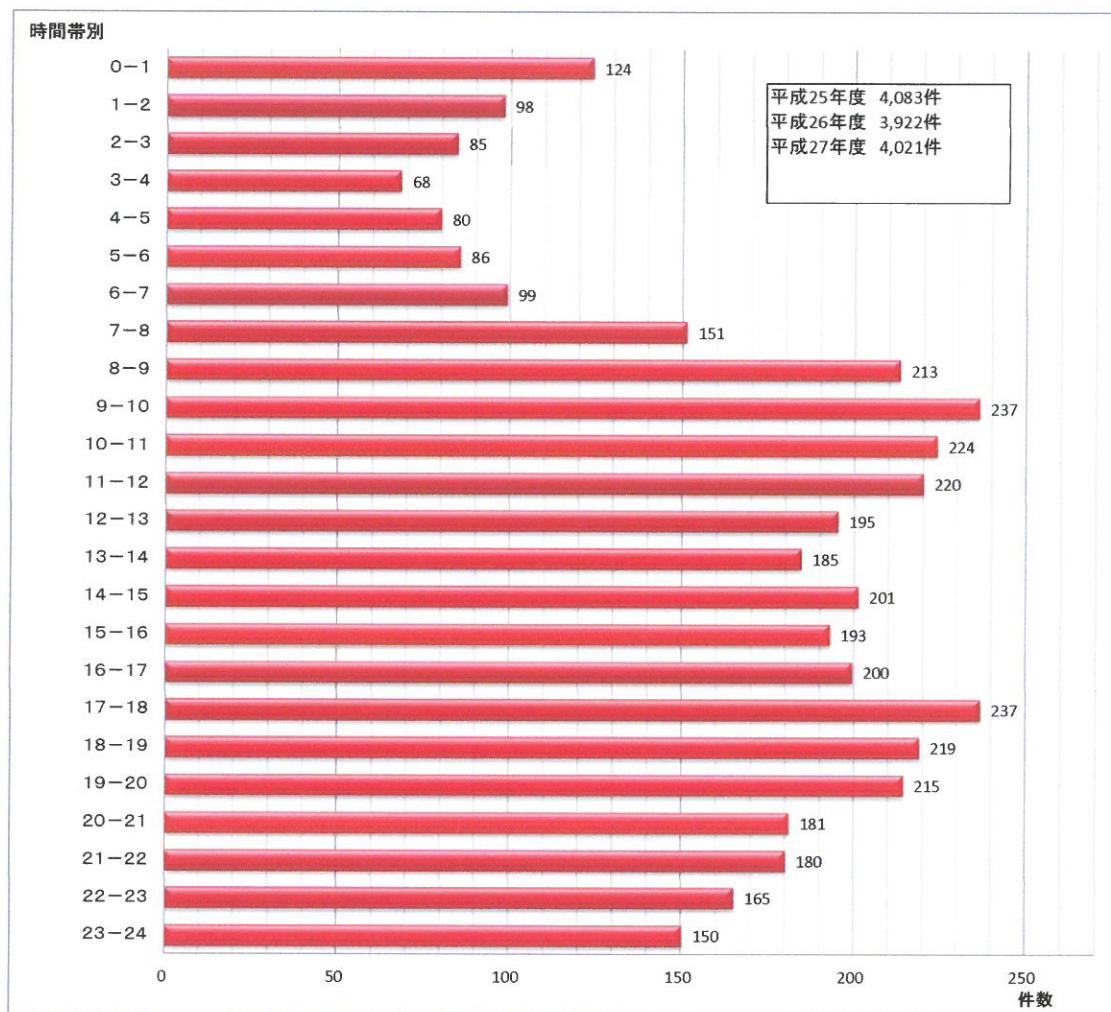
- ・市民を守る「防災の砦」としていかなる時も機能維持が可能な、防災拠点の顔となる新消防庁舎をつくります。
- ・消防本部・消防署の室機能を整理し、効率的に集約することで無駄のない施設づくりを進めます。
- ・災害から市民を守る強靭さとともに、誰もを受け入れるやさしさのある消防庁舎を目指します。
- ・防災情報の発信拠点として地域に密着し、減災意識の啓発を進める消防庁舎を目指します。
- ・市場動向を把握した設計により、工期を短縮できる適正な構造形式を選定します。
- ・消防庁舎としての機能性に適した施設構成と設計段階での深い検証により工事費用を削減します。
- ・省エネを推し進めることで、ランニングコストを最大限に圧縮します。

●緊急出場について

平成25年度から平成27年度の過去3年間の緊急出動については下記のとおりです。

- ・火災による年間平均出場件数は約18件です。
- ・火災以外（救助・警戒等）の消防車の年間平均出場件数は約371件です。
- ・救急要請による年間平均出場件数は4,009件です。
- ・救急要請による深夜時間帯の午後10時から午前5時までは770件で全体の約19%となります。（下表参照）
- ・1日当たりに換算しますと、救急車が11件、消防車が1件緊急出場したことになります。

■平成25年度～平成27年度 時間帯別救急出場平均件数



●付近住民のみなさまへ

緊急走行時のサイレン音の対策については、緊急車両の住宅モード機能を活用するなど、付近住民みなさまに出来る限りご迷惑が掛からないよう配慮に努めて参ります。

※住宅モード機能とは

閑静な住宅地の走行や深夜の出場など、周囲の住民のみなさまに対するサイレン音による心理的負担を軽減する機能です。音量を確保しながらソフトな音質で吹鳴します。

●なぜ池浦町（前キリン堂跡地）なのか？

平成7年に防災拠点用地として先行取得した旧日本紙工跡地（前キリン堂池浦町店）を移転先としたものです。

また、この場所は南海本線連続立体交差事業で高架化の完了や市道南海中央線の延伸等の道路整備による交通アクセスも飛躍的に整備され、緊急出場等には非常に有効な立地条件にあります。

●泉大津市における津波予想と想定される震度は？

南海トラフ巨大地震では、泉大津市に最大4.4mの津波が地震発生後95分で到達することが想定されています。

南海トラフ巨大地震では最大震度6弱、上町断層帯地震では最大震度6強が想定されています。

●宮町の消防出張所はどうなるのですか？

消防出張所は、新消防庁舎移転先と直線距離で約700mと近接しており、また昭和47年に建設された庁舎で、永年経過により老朽化が著しいため新消防庁舎に統合します。

●公共施設適正配置基本方針に沿っているのか？

既存の消防本部庁舎及び消防出張所並びに化学消火薬剤備蓄倉庫（助松町）の3施設を一極に集約します。

※公共施設適正化基本方針とは

老朽化が進み、施設の大規模な改修や建替えが必要となっている公共施設について、長期的な視点をもって、建替え、長寿命化改修、統廃合などを行うことで財政負担を軽減・平準化し、施設全体の最適化を図る方針です。

●化学消火薬剤倉庫には何が入っていますか？

化学消火薬剤倉庫には、臨海地区などの石油火災等に対応するための消火薬剤を備蓄しています。

現在は、助松町に立地していますが、現消防庁舎と同様、津波浸水想定区域内にあるため、新消防庁舎の敷地内に移転します。

●消防車両の出場経路は？

消防活動の主力となる車両は、原則としてアルザ通り側から出場します。また、その他の車両は、東側出入り口から出場することも可能としています。

●なぜサイレンを鳴らすのか

1秒でも早く救急隊、消防隊が安全かつスムーズに現場に到着し、市民の生命・身体・財産を守ることが目的です。

●サイレンの吹鳴と赤色の警光灯をつけなければならない法的根拠は

道路交通法で定められています。

●サイレンの大きさに決まりがありますか

サイレンの音の大きさは、その自動車の前方20mの位置において90dB以上120dB以下になるよう¹に道路運送車両の保安基準で定められています。

●出場時の突然のサイレンで付近住民がびっくりするのでは？

音量モード（住宅モード機能やフェードイン機能）を活用して、付近住民の皆様に配慮して参ります。

※フェードイン機能とは

出動時のサイレンをいきなりフルパワーで鳴らすのではなく、徐々（4～5秒）に音量を上げる機能です。

●消防隊員の訓練はどれくらいしますか？騒がしいですか？

消火・救助訓練等は一年を通じて実施しています。

訓練時において、車両や資機材の操作音または指揮者・隊員の掛け声などが発生します。

消防訓練回数を減らすことは難しいですが、訓練実施日時を工夫するなど付近住民のみなさまへのご迷惑とならないように努めて参ります。

●工事期間中・移転後の対応について

建設工事中や業務開始後において諸問題が発生した場合のみなさまから頂きましたご意見・ご要望につきましては、真摯に受けとめ検討して参ります。

問合せ先
泉大津市小松町1-70
泉大津市消防本部
総務課 担当 立花・福田
TEL 0725-21-0119